



大 都 第 1 8 7 号
平成30年3月23日

公益社団法人全日本不動産協会 神奈川県本部 本部長殿

大井町長 間 宮 恒 行



大井町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

平素から当町の都市計画行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当町では、「大井町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が平成29年12月28日に公布され、平成30年4月1日に施行することとなりました。

つきましては、別添の条例について、建築基準法第6条に規定する建築基準関係規定としてお取り扱いくださいますよう貴協会の会員各社にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、当町では、都市計画法第58条の2に基づく地区計画の区域内における建築等の届出があった場合において、本条例に適合すると認めるときは、その旨を届出者に対し通知することとしていますので、併せてご周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

（ 事 務 担 当 ）
大井町 都市整備課
TEL : 0465-85-5014